

平成24年7月9日(月)

# 外国人住民の 登録制度が 変わります



記載され、日本人住民とは異なる制度に登録されています。そのため現在は住民票には記載されていません。

このたびの改正で、外国人登録法が廃止され、外国人住民の方も日本人住民の方と同様に住民票に記載されることとなります。

これまで外国人住民と日本人住民が一緒に暮らしている複数国籍世帯では、外国人登録原票記載事項証明書と住民票とで別々に証明を取得していただいていたのですが、改正後は同一世帯であれば住民票と一緒に記載されることとなります。住民票の記載項目は現在の外国人登録制度から大幅に軽減されます。

## ② 住民票を作成する外国人住民の対象者

外国人登録原票を基に、短期滞在者等を除いた、適法に3カ月を超えて在留する外国人の方で住所を有する方について住民票を作成します。

- ・ 中长期在留者  
(在留カード交付対象者)
- ・ 特別永住者

- ・ 一時庇護許可者または仮滞在許可者

- ・ 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
- ※右記以外の方や改正法施行日に在留資格がない方(外国人登録法における在留期間の記載事項の変更を町に届けていない方を含む)については、住民票を作成する対象者とならない場合がありますのでお早めにご相談ください。

## ③ 入管法が改正され外国人住民の利便性が増します

外国人住民の利便性向上を目的とした入管法(出入国管理および難民認定法)の改正が同時に実施されます。

これまで在留期間の更新等で入国管理局で手続きを行った後、居住地の市区町村でその旨の届出義務がありました。改正後は市区町村に届け出る必要がなくなります。

また、在留期間の上限の延長や再入国許可制度の緩和等が行われます。

## ④ 外国人登録証明書がなくなります

改正後もしばらくは現在の外国人登録証明書は有効ですが、次

のとおり順次切り替えていきます。

**特別永住者の方** 現在お持ちの外国人登録証明書の有効期限まで有効です。切り替え時に特別永住者証明書に切り替えます。

**永住者の方** 改正後3年以内に入国管理局で手続きを行い、在留カードに切り替えます。

**それ以外の方** 改正後の在留期間の更新時または在留資格の変更時に在留カードに切り替えます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

- ・ 新たな在留管理制度(法務省)  
HP [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiacl\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiacl_1/index.html)
- ・ 新たな特別永住者制度(法務省)  
HP [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiacl\\_2/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiacl_2/index.html)

外国人住民に係る住民基本台帳制度(総務省)

HP [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

**問合せ先** 役場 住民課  
内線 121・174

外国人住民についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えることにより、外国人住民の利便の増進および市町村等の行政の合理化を図ることを目的とする「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成24年7月9日に施行されます。

## 改正のポイント

### ① 外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の適用対象に 加わります

外国人住民の方は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に